

○議長(森 弘秋君) ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 竹島貴行君。

○6番(竹島貴行君) 6番竹島貴行です。私は、一般質問として村の実情を村民へ情報開示することにより、皆さんに行政への関心を持っていただくことを主眼として質問したいと考えております。

それでは、通告しております2件について質問を行います。

1つ目は、福祉、防災関連について、村の取り組み状況について質問します。

1に、認知症の人や認知症が疑われる人、病弱な人、独居の人などの高齢弱者や障害を持つ人たちが地域での理解・浸透を図るため、富山県ではヘルプマークやヘルプカードについて普及啓発を促進していますが、この点について村の取り組み状況をお尋ねいたします。

2に、高齢化に伴う認知症高齢者の増加や障害者などの成年後見制度は、今後ますます重要になると考えます。国では平成28年に成年後見制度の利用促進に関する法律が成立しており、村でも法に基づいた制度の普及啓発が求められるところです。その取り組み実態についてお尋ねいたします。

3に、最近、児童や高齢者、障害者への虐待事件が社会を賑わすケースが増えています。それぞれの分野での虐待防止に関する法律も整備されている中で、村での虐待に関する事件の実態や問題に対する取り組み状況についてお尋ねいたします。

4に、認知症の早期発見や予防事業、児童の発達障害支援事業、医療的ケア児支援事業の3事業について、村での取り組み状況をお尋ねします。

また、以前に村へ相談し、県へ要望した発達障害専門ドクターの充足という案件がありました。その後、村はどのように対応していただいているのか、あわせてお尋ねいたします。

5に、高齢者介護度の重度化や障害者の親亡き後に備え、弱者に寄り添いながら、現在の困り事や将来希望する暮らし方などのライフプランを本人と一緒に考える相談支援体制の整備が村にも必要と考えています。現在、村の取り組み状況はどうなっているのかお尋ねいたします。

6に、私の持つ資料に、県はこれまで市町村に対し、災害時に高齢弱者や障害者などを避難させるための避難支援者の名簿作成や弱者個々の避難計画策定などへの取り組

みを支援してきたと記載されていました。

村では各地区の要支援者名簿を自治会へ配付を行っていますが、今の災害多発時代において、それ以上に踏み込んで要支援者個々の状況を把握し、それぞれの個別避難計画策定の対策も必要だと考えます。この点について、村の見解をお尋ねいたします。

7に、小中学校では、障害の有無を問わず、同じ社会に生きる人間同士として、ともに正しく理解し、助け合い、支え合って生きていくことの意義を子どもの発達段階に応じさまざまな教育活動を通して指導されていると思いますが、実際に舟橋村では、子どもたちの「心のバリアフリー」学習に対し、どう取り組みされているのか。この7については、教育長にお尋ねいたします。

次に、2つ目の質問であります。

私は、自分が関心のあるテーマの議員研修があれば、時間をつくり出かけて、勉強させていただくことにしております。その中で、講師やほかの自治体議員さんから最近よく耳にすることは、地方自治の主役である住民の皆さんの自治に対する関心の低下による地方自治の危機ということであります。これが年々大きくなってきているという認識を皆さん共通して持っておられるように感じております。

そこで、災害が多発してきている現時代において、「自助」「共助」「公助」という言葉をよく耳にする昨今、村は積極的に村ができる公助の線引きを明確にしていくべきではないかと考えます。そうすることにより、住民の皆さん自らが自助や共助、そして自治について考えるきっかけになるのではないかと期待するからです。

公助についての範囲、線引きが曖昧であると、住民は個々の勝手な思いで公助に期待してしまいます。期待されることは悪いことではありませんが、過度の期待は思わぬ誤解も生じます。住民の皆さんは、これまで全国で発生した災害の甚大な被害を目の当たりにしてきました。

仮に災害に遭遇したときのことを想定して、舟橋村の主役の皆さんが自助、共助について自ら考え、自覚すべき時代になってきていると考えます。それが地方自治にも通じることであると考えますが、これについては村長のご見解をお尋ねいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 6番竹島議員の福祉についてのご質問にお答えいたします。

初めに、ヘルプマークについてであります。

ヘルプマークとは、義足や人工関節使用者、内部障害や難病、妊娠初期など、外見からは援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるように作成されたマークであります。平成24年度に東京都が開始し、富山県では平成30年度に導入、同年7月より県及び市町村窓口で配付が始まりました。

本村では、広報紙やホームページ、またポスターの掲示等で周知をしているところでございます。

また、本村のヘルプマークの配付実績は、平成30年7月から令和元年8月までで、7個であります。

次に、成年後見制度の周知についてであります。

成年後見制度は、認知症や障害等の理由から判断能力が不十分な人にとりまして、不動産や預貯金などの財産管理や介護などのサービスや施設への入所に関する手続と契約に関すること。さらには、遺産分割等が必要な場合も自身で行うことが難しいことがあります。そのような判断能力が不十分な人を保護し支援するのが成年後見制度であります。

本制度の周知に当たっては、3年ごとに本村が発刊しております「くらしの安心ガイド」や地方法務局からのパンフレットを窓口で備えまして周知を図っているほか、地域包括支援センターを中心にケアマネジャー、中部厚生センター、中新川広域行政事務組合、舟橋村デイサービスセンター等で構成する地域ケア会議におきましても、高齢者や障害者のよりよい生活支援のための事例検討を通して周知を行っております。

また、制度の活用を検討されたほうがよいと思われるひとり暮らし高齢者の方や障害者本人の方や家族の方に民生委員さんを通じて制度の説明と、さらに詳細な説明を希望される方には、関係機関の職員とともに訪問による指導を行っております。

本人や周囲から相談がある場合は、社会福祉協議会と連携しながら、富山県成年後見センター・リーガルサポート等の専門的な機関につないでおりまして、紹介後は、専門的な機関と情報共有し、サポートを実施いたしております。

次に、虐待についてであります。

児童につきましては、こども園、小中学校、役場の児童福祉、保健、教育委員会、それから中部厚生センター、警察、社会福祉協議会、富山児童相談所で構成する要保護児

童対策協議会を平成28年3月に設置いたしまして、通告を受けた場合、48時間以内に事実確認を行うなど迅速に対応いたしております。児童福祉担当課と保健師で共通認識を持って、必要時には関係者を招集してケース検討等を行い、富山児童相談所等の助言をいただき、対応を決定しております。昨年度の実績は7件でありました。

高齢者につきましても、地域包括支援センターが窓口となり、役場保健師も一緒に対応いたしており、通告を受けた場合は事実確認を行うなど迅速な対応に心がけております。必要時には、児童同様、関係者を招集しケース検討等を行い、対応を決定しております。昨年度の実績は1件でありました。

障害者につきましては、市町村が障害者虐待防止センターとしての機能を持つこととなっており、休日や夜間を含めた通報・届け出の受付、一時的な居室の確保等により、障害者の安全を最優先に考え、対応・支援をしております。

また、虐待を受けた障害者の一時保護の居室確保については、四ツ葉園とふなはし荘に依頼しておりますが、これまでの利用実績はありません。

次に、認知症の早期発見や予防につきましては、地域包括支援センターが認知症サポーター養成講座等開催し、認知症への対応について周知しております。その際に、気になることや心配なことがあれば、地域包括支援センターに相談を促しております。

また、平成29年度に地域包括支援センターや看護師、ケアマネジャー、役場保健師、かみいち総合病院精神科医師で構成する舟橋村認知症初期集中支援チームを発足し、困難ケースについてチームで話し合ったり、訪問等で対象者に医療機関受診を促すなどの対応をいたしております。

児童発達支援事業につきましては、お子さんの日常生活における適応力を身につけるため、発達の状況に応じた療育を早期から行う事業で、障害手帳の有無にかかわらず、発達の遅れが気になる等、療育が必要と認められるお子さんが利用できる制度です。

本村では、保健事業における健診の際などに保健師が相談を受けたり、発達が気になるお子さんにつきましては、適切な関係機関とつないだりなど支援をしております。また、サービスの利用相談やサービス事業所の案内等の相談も随時受け付けており、村内では、デイサービスむらのなかと愛の家キッズにおいて児童発達支援サービスを受けることができます。

医療的ケア児支援事業につきましては、医療的ケア児と呼ばれる、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況

に応じた適切な保健、医療、福祉、その他関連分野の支援を受けられるよう、医療的ケアに係る人材の育成や身近な地域でのサービス提供体制の整備、また関係機関の連携体制の整備などを行う事業であります。

本村では、今年度から滑川・中新川地域の医療機関・保健・福祉・保育・教育・障害福祉担当局で構成する医療的ケア児支援関係機関会議において、医療的ケア児の適切な支援を図るための方策を協議し、関係機関の相互の課題や情報の共有を進めております。

また、発達障害ドクターにつきましては、県では富山県障害者計画に示されているように、富山県リハビリテーション病院・こども支援センターにおいて、児童精神科医療の充実と地域のかかりつけ小児科医等の発達障害への対応力の向上を図るため、研修会等を実施しております。

次に、高齢者の要介護者につきましては、介護支援の専門家であるケアマネジャーが中心に、地域包括支援センターや役場も協力し、ケース検討等行いながら、情報の共有や対応を模索しております。ケース検討のメンバーとして、本人や家族、近所の支援者など状況に合わせて協議するメンバーを決めながら、地域での安心した住みやすい環境づくりを目指しています。

障害のある方等につきましては、福祉サービスの利用援助、社会資源を活用するための相談に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉担当において随時相談を受け付けています。また、社会福祉法人新川会や社会福祉法人むつみの里に相談支援事業を委託しており、休日・夜間を含めた相談支援体制を整備しております。

この委託事業先には相談支援専門員が配置されており、福祉サービス等の相談だけでなく、当事者の置かれている環境を把握し、親亡き後などさまざまな状況に備えて長期的な計画を立て、必要に応じて関係機関と協議をして支援できるような体制をとっています。

次に、避難支援者名簿についてであります。本村においては、ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯、障害者等の対象となる要支援者を訪問し、名簿登載を希望される方について名簿を作成しており、村、社会福祉協議会、自治会等の関係機関と共有しているところであります。

次に、個別避難計画であります。この計画は要支援者一人一人について、本人の身体状況や災害発生時の避難支援者、避難時に配慮が必要なことを平常時から定めてお

き、災害発生時に円滑な避難ができるようにする計画であります。

なお、避難支援者とは、災害時に要支援者の支援をする方であり、状況に応じて補助や付き添いを行い、避難の支援を行います。

災害発生時には消防や行政の行う公助には限界がありますので、災害発生時の情報伝達や避難につきましては、地域住民による支援が最も有効とされていることから、実際に避難支援にかかわる自治会の関係者が民生委員等の助言を受けながら計画を策定されることが望ましいと考えております。

しかしながら、要支援者の個別避難計画策定の必要性を強く感じておりますので、作成に当たってのマニュアルの整備等必要な支援につきましては、今後十分に検討してまいりますことを申し上げまして、答弁といたします。

○議長（森 弘秋君） 教育長 高野壽信君。

○教育長（高野壽信君） 6番竹島議員さんの質問にお答えします。

来年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて政府が発表したユニバーサルデザイン2020行動計画で、「心のバリアフリー」とは、さまざまな心身の特性や考え方を持つ全ての人々が相互に理解を深め、コミュニケーションをとり、支え合うことであると、学校に心のバリアフリー教育の実施、企業・行政に社員・職員向け研修の実施、行政と地域関係者の連携により地域に根差した心のバリアフリーの周知・啓発を求めています。

これらを踏まえ、小学校では「心身ともに健康で、思いやりの心を持ち、自ら学び進んで行動する子どもの育成」、中学校では「学びの精神を持ち、仲間を思いやり、たくましく生きる生徒の育成」とそれぞれ教育目標を立て、小中学校の全教育活動で、発達段階に応じながら、障害の有無にかかわらず、みんなで助け合い、ともに生きていく大切さを学ぶ機会となるよう推進しています。

それでは、ご質問の実際の取り組みについて報告いたします。

まず、高齢者との交流活動として、敬老会などの地域の行事への参加、運動会、餅つき大会など学校行事に招待しての交流、高齢者施設での「14歳の挑戦」及び夏季休業中の児童生徒のボランティア活動の場を積極的に設けています。

次に、障害者との交流活動として、特別支援学校に在籍する児童との交流学习を実施するとともに、総合的な学習の時間等を中心に、障害への理解を深めるため、車椅子やアイマスクを使用した生活体験や認知症の症状を知り、かかわり方を知るなどの学習を

行っています。

小中学校で行われているこれらの交流や共同学習を継続することにより、ふだん当たり前と思っている自分の心の中のバリア、そして社会の中にあるたくさんのバリアに気づき、自分とは違う人に対して差別をしないこと。また、自分とは違うさまざまな人とコミュニケーションをとり、なぜバリアができてしまったのか。バリアをなくすために何ができるか考えることができ、一人一人が思いやりの心を持ち、心のバリアフリーを実現して欲しいと願っています。

言うまでもなく、これらの取り組みの推進のためには、地域住民、社会福祉協議会、行政などとの連携の強化が重要だと考えます。今後ともご支援いただけますようお願いし、答弁いたします。

○議長（森 弘秋君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 6番竹島議員の、地方自治についてのご質問にお答えをいたします。

議員ご存じのとおり、災害時の自助、共助、公助とは、まずは自分の身は自分で守る「自助」、そして隣近所など周囲の方が力を合わせて助け合う「共助」、そしてこれらでは解決できない課題を、公であります役場など行政機関が解決する「公助」の考え方があります。また、災害時には、「備えあれば憂いなし」という言葉がありますとおり、一人一人が日ごろから備えを行うこと、いざ災害が起きたときには、このくらいなら大丈夫だろうと安易に思うことなしに早目に避難することなどの自助機能が常に重要になってまいります。

私は、平成17年1月に村長に就任して以来、住民が主役であることの見地に立ちまわって、行政と住民との協力（パートナーシップ）による共生型まちづくりを進めてまいりました。この目的は、本村の主要施策を実施する上で、行政の役割と住民の役割をそれぞれ理解し合い、そしてパートナーシップ、いわゆる、お互いに支え合うことで円滑な村政運営に寄与することにあります。

竹島議員さんからのご提言は、近年全国各地で甚大な自然災害が頻発している状況から、本村ができる公助の線引きを明確にすることで、村民の皆さんに、公助ありきではない、自助や共助の重要性について改めて考えていただく必要があるのではないかと考えております。

そこで、私の考えを被災地事例のことから申し上げたいと思います。

先月、九州北部地域で発生いたしました豪雨による被災地では、全国各地から多数のボランティアの皆さんが集まり、行政やその他の団体などと力を合わせて復旧作業（活動）に当たられている状況を、マスメディアを通じて拝見いたしました。災害時には、迅速な対応等の必要性から、さまざまな主体がそれぞれに柔軟な対応を行うことが重要となることを改めて感じ、自助、共助、公助という明確な線引きをする必要があるのかどうか、疑問に思った次第であります。このことから、現在のところ、線引きをする具現化は考えておりません。

しかしながら、一方で、災害時には、自助、共助、公助がいずれも欠けることなく、連携し合って対応することが必要となってまいります。このことから、いざ災害が起こったときにどう対応するのか、日ごろから地域の皆さん自身で考えていただくということが非常に重要なことであると認識しております。

国では、昨年7月に発足した第32次地方制度調査会におきまして、人口減少、高齢者人口がピークを迎える2040年ごろから逆算し、顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックス、その他の必要な地方行政体制のあり方について調査審議を求めておりまして、この答申が来春に提出されることとなっております。この答申が今後の自助・共助・公助のあり方を検討する上で大変貴重な資料となるものと思っておりますことを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

○議長（森 弘秋君） 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） 今答弁いただきましたことについて、再度、確認を兼ねて質問させていただきます。

まず、今、認知症が疑われる人並びに病弱な人、独居の人等のヘルプマークについてであります。

これまでも7個配付済みであるというふうにおっしゃっておりますが、実態はもっと、やはり配付すべき人がいるんじゃないかなというふうに考えます。これは当然村のほうで情報を、住民の実態をよく把握されているはずでありますので、そこらへんも踏まえて、本当に7個でどうなのかということを再質問したいと思います。

それから、成年後見制度についてであります。

成年後見制度については、今村のほうで、この制度についても訪問説明をしているという答弁があったところであります。



これは、私自身、いろいろ皆さんと話をしている、そういう話は実際聞かないというところを申し上げておきたいと思います。

私が聞かないだけなのか、だけど実際はやっておられるということであれば、それは問題はないのかなと思いますが、そこらへん、村のほうも一応、やっているという、そういう言葉が使われていますので、実際やっていることについて自ら確認するということが必要ではないかなというふうに思います。

その点を、これは私の希望であります、再度、自分たちはやっているという、そういうことについての確認をしていただくということをお願いしておきたいというふうに思います。

あと、村長のほうからも、公助について範囲を明確にする必要はないというふうにおっしゃいました。

ただ、それも、村長の言われることは、私もよくわかります。どこで線を引くかというのは、これは非常に難しいからであります。

ただ、それぞれがそれぞれの立場で自ら考えるということの必要性を私は強調したいわけでありまして、やはりみんなで考える、住民の皆さんにも考えていただくという、そういう雰囲気醸成していくということが非常に大事じゃないかなというふうに思っているところであります。

それについても、与えるほう、与えられるほう、個々立場に立ち返りまして考えるよう、村のほうにも取り組んでいただきたいということをお願いいたしまして、私の再質問といたします。

○議長（森 弘秋君） 生活環境課長 吉田昭博君。

○生活環境課長（吉田昭博君） 竹島議員の再質問にお答えいたします。

ヘルプマークの配付実績、7件、これが妥当かどうかということなんですけれども、妥当といいますか、対象になる方とお見受けをされる方はもっといらっしゃいます。

ただ、お話の中で嫌がられる方もいらっしゃるところが実態のところでありまして、やはり本人さんの承諾をもって、ちゃんと説明をして、理解をいただいてから配付するような形で努めているというのが現状でございます。

あと、成年後見制度につきましては、訪問というのは、必要に応じてといいますか、先ほど申し上げたのは、本人さん等からの依頼といいますか、詳細説明を希望される方につきましては訪問して、指導といいますか、お話をさせていただいているというのが

実態です。

ですので、成年後見制度等につきましても、できるだけいろんな形での周知方法に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。